

## 平成29年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成29年6月14日（第6日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

### 1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

### 2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	門田藤信
水道課長	喜多忠則	下水道課長	片渕徹
農業振興課長	堤正久	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	山口弘法	建設課長	荒木安雄
会計管理者	小池武敏	学校教育課長	吉岡正博
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	西山里美
主任指導主事	石橋佳樹		

### 4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	峯茂子

### 5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

12番	井崎好信	13番	内野さよ子
-----	------	-----	-------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第25号 専決処分の承認について（白石町税条例等の一部を改正する条例について）

日程第3 議案第26号 専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

日程第4 議案第27号 専決処分の承認について（白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）

日程第5 議案第28号 専決処分の承認について（白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について）

日程第6 議案第29号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組規約の変更について

日程第7 議案第30号 平成29年度白石社会体育館改修工事請負契約について

日程第8 議案第68号 平成29年度白石町一般会計補正予算（第1号）

---

## 9時30分 開議

### ○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

暑い方は上着をおとりください。

### 日程第1

### ○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、井崎好信議員、内野さよ子議員の両名を指名します。

本日の議事進行について申し上げます。

本日の議案審議は、質疑、討論、採決の順で行います。

### 日程第2

### ○片渕栄二郎議長

日程第2、議案第25号「専決処分の承認について（白石町税条例等の一部を改正する条例について）」を議題とします。

質疑ありませんか。

### ○西山清則議員

改定されまして、新旧対照表の、28の1ですけども、この項の規定を適用しないこ

とが適当であると町長が認めるときはということで、33条の4項と6項にもありますけれども、この具体的な例をもってわかりやすく説明願いたいと思いますけども。

#### ○木下信博税務課長

お尋ねの条例第33条の第4項と第6項についての具体的な御説明ということでございます。

新旧対照表をごらんいただきまして、まず1ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

まず、第33条の第4項でございますけど、今回の改正につきましては、個人住民税に係ります特定配当等において、特定配当における申告書を提出された場合に、その特定配当等についての申告書の内容を確認した上で、それを町長のほうが適当であるかないかということで、町長のほうで決めることができるというのが追加されております。

それと2ページのほうですけど、第6項のほうが同じく個人住民税に該当しますけど、特定株式等の譲渡所得の申告をされた場合に、その申告の内容についての適用をするかしないかというところで、それを町長が認めることができるということが新たに追加されたものということでございます。

以上です。

#### ○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○内野さよ子議員

これらのものは、わがまち特例と、それから軽自動車のグリーン化に関することというふうな説明がありましたけれども、わがまち特例というのは、ここ二、三年ぐらいずっと続いている特例ですけれども、これは被災地とか何か、そういうふうになったときのものかな。中身がずっとあるんですけれども、期限というようなものは特にあるんでしょうか。

#### ○木下信博税務課長

わがまち特例に関する御質問でございます。

同じく新旧対照表で申し上げますと、8ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

上から5行目のほうに固定資産税の課税標準の中で第61条というのが定められておりまして、今回の条例改正で各種の保育事業用の施設につきまして、わがまち特例のほうの追加というのがなされております。もう少しちょっと詳しく御説明をいたしますと、61条のその下のほうにもう一つ、第61条の2というのが中段ちょっと下のほうにあるかと思っております。大きく3項に分かれておりまして、第1項が法、法というのは地方税法ですけど、法第349条の3第28項に規定するといいますのが、家庭的保育事業といいまして、乳児または幼児について家庭的保育者の居宅、その他の場所におい

て家庭的保育者による保育を行う事業となっておりまして、今全国的に問題となっていて、待機児童の解消というのが叫ばれているところがございますけど、この待機児童の解消させるための施設というのを取得された場合にわがまち特例の法を適用して、2分の1の割合で特例をきかすというものです。

それと第2項の法第349条の3第29項とありますのが、居宅訪問型保育事業といいまして、家庭の諸事情ということで、障がいや疾患、夜間勤務による保護者の不在または遠隔地に在住されているといった特殊な事情があられる方におきまして、集団保育が著しく困難なお子さんを保護者の自宅で家庭的保育者が1対1で保育する居宅訪問型保育事業というのがあります。

それと第3項の法第349条の第30号に規定するとありますのが、事業所内保育事業といいまして、企業内または事業所の近辺に用意された育児中の従業員向けの託児施設のことを言っております。

いわゆるこの3点とも待機児童の解消を目的に、その家屋をその事業をするために取得された場合に、このわがまち特例により市町村の条例で2分の1ということで定めたものでございます。

期限はあるのかという御質問ですけど、この期限については今のところありません。そういうことでございます。

以上です。

#### ○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第25号「専決処分の承認について（白石町税条例等の一部を改正する条例について）」を採決します。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第25号は承認することに決定しました。

#### 日程第3

#### ○片渕栄二郎議長

日程第3、議案第26号「専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

質疑ありませんか。

#### ○内野さよ子議員

この議案第26号については、低所得者に関するものだと思います。これらのものは、

ここ二、三年ずっと、27年、28年、29年と高齢者に対してとか、あるいは所得の限度額に対してとか、いろいろあっているんですが。今回のこの分についてはいつも物価上昇に従って、その対象者が外れた場合こういう措置がされるものじゃないかなあと、いうふうに思っていますが。最後にこの間、保険基盤安定制度による補てんがなされるということは、最後にちょっと言われました。

それで、去年も高齢者に対する支援とかありました。その前も、さっきも言ったように保険の所得割、均等割とかいろいろありますが、そういうものに対しての52万円から54万円に上がったとか、そういうようなときに去年と比較して、ことしもマイナス60万円になりますよとかって金額をおっしゃいましたけれども、こういうのが保険基盤の安定制度によってなされるものだと思いますが、全額これはなされるのか。高齢者の分については、高齢者支援のほうでなされたりするのか。その辺のすみ分けをちょっとお願いします。

わかりましたか。いや、ここ二、三年、こういうのがありますよね。財政支援をしないといけないというので、今回も、これ毎年物価上昇によってこういうようなものがなされるんでしょ。それに合わせて、違いますか。済みません。ちょっと説明をお願いします。

#### ○門田和昭住民課長

これは、後期高齢者支援金とは別物でございまして、ただ減免措置を7割、それから5割、2割ということで軽減といいますか、高齢者の負担を少なくしますというのが目的でございまして、先ほど保険者支援とかいろいろ言われてますけども、これにつきましては保険税が少なくなった分については、県が4分の3、それから町が4分の1の負担をして、その減額した分全て補てんをされるようになっております。

もう一つ、保険者支援につきましては、今度7割、5割、2割の軽減具合によりまして、その部分について軽減の数によりまして15%、14%、13%といったふうに、その軽減の大きいところに保険者に、それだけちょっと財政が弱いということでございまして、その分はまた別の保険基盤安定で、保険税の補てんとは別に保険者支援ということで、これは国が2分の1でしたか、県が4分の1、町が4分の1ということで、これは保険者のほうに、町のほうに入ってくるというふうなことでございまして。

#### ○内野さよ子議員

こういうふうに支援がなされる時、例えば金額が上がりますよね、毎年ではないですけども、その年によっていろいろ違いますけど、基本になるのはやっぱり、でもその物価とか、そういうようなものに合わせて上がっているんじゃないんですか。そういうふうに私は思っていたんですが。物価上昇に合わせてその時々、今回は7割軽減、5割軽減ですよ、2割軽減の分ですけど、違いますか。

#### ○門田和昭住民課長

その辺の物価等も配慮をされているとは思いますが、ちょっとその辺の内容につきましては、申しわけございません。

それで、今回は7割軽減につきましては、前年度の所得が33万円以下ということで、この部分については変わりございません。今回変更するにつきましては、5割軽減で33万円プラス被保険者1人当たり26万5,000円が27万円になると、それで2割軽減の分が33万円プラス被保険者一人頭48万円だったものが49万円にというふうなことで、枠が拡大したこの5割軽減、それから2割軽減の分が今回の改正でございます。

以上です。

#### ○内野さよ子議員

私が物価上昇となぜ言ったかという、これ毎年最近上がってますよね、26年、27年、28年と。それ白石町でいったら差額が今回は60万円とかという数字でおっしゃったんですけど、それは毎年なぜ、そしたら上がるのかというのが出てくるので、そういう平均的な社会の移りによって上がってるのかなと、私は思っていたんですが。3年続けて上がっている、みんなでもう、26年ぐらいからしたら2万円ずつぐらい上がってますよね。じゃないかなと、ちょっと理解をしてたんですが、その辺がちよっと。

#### ○門田和昭住民課長

税制の改正が今回も行われておりますけども、現下の経済情勢等を踏まえというふうなことで書いてございますので、それが一つの軽減額の拡大の要因だということだと思っております。

#### ○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第26号「専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を採決します。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第26号は承認することに決定しました。

#### 日程第4

#### ○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第27号「専決処分の承認について（平成29年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

### ○内野さよ子議員

6 ページの歳出のところですが、私これ本当は予算書のときにお尋ねをしなければならなかったかも知れませんが、12款の予備費というところがあります。これで今回1億3,000万円というふうにしてありまして、この中から流用といいますか、そういうようなことをしてあるように思います。通常は、毎年毎年この予備費というところは1,000円つけてあって、今回初めてこういう金額の予備費というのをしているんですけど、来年の広域化に向けてなのか、何かそのようなところをちょっと思っているんですが、その辺のところの説明をお願いします。

### ○門田和昭住民課長

この予備費から前年度繰り上げ流用金ということで4,180万円の新しく繰り上げ流用金のほうに流用いたしまして支出するというので、今年度は、29年度で一応累積赤字分を解消するというふうなことで、当初予算で一応予備費というふうなことで1億3,000万円組ませていただいております。そうですから、そちらのほうで処理をさせていただいたというところでございます。

### ○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第27号「専決処分の承認について（平成29年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））」を採決します。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第27号は承認することに決定しました。

### 日程第5

### ○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第28号「専決処分の承認について（平成29年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第28号「専決処分の承認について（平成29年度白石町後期高齢者医療

特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第28号は承認することに決定しました。

#### 日程第6

##### ○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第29号「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第29号「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7

##### ○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第30号「平成29年度白石社会体育館改修工事請負契約について」を議題とします。

質疑ありませんか。

##### ○吉岡英允議員

数点お尋ねいたします。

まず、入札関係からお尋ねをしたいと思います。

一応入札予定価格の92.5%というふうな価格でとある業者さんが落札をされておりますけども、まず指名についてなんですけども、県の指名、建築一式工事を見ておりますと、杵藤土木事務所管内の特Aの業者12業者がありますけども、それをそのまま指名をして、入札をさせている経過があるようでございます。まずもって、本件は一応超えておりますので、5,000万円以上だったらA級の部類の案件かなとは、それは解釈をいたします。

まずもって、杵藤土木事務所管内の特A、Aの12業者、全ての業者に指名を出したというふうな、ある程度絞られて指名をかけてもいいんじゃないかなあと思うたりするんですけども、その辺の経過をお願いしたいと思います。

また、これはもう入札が終わっておりますので、一番初めに入札かけるときに特記

仕様書等を多分お配りをされて、こういうふうな仕様書でやってくださいというふうなことで、業者に入札をかけてあると思いますけども、その特記仕様書の中に常日ごろ、やはり町内の建設業者等々もなかなか仕事が回ってこないというふうな案件もあるかと思しますので、特記仕様書に佐賀県においては県内優先というふうなことで技術者にしろ、資材等にしろ、県内優先の書類を出さんばいかんですもんね。出して、もし県内で優先し一えんぎん不実施の理由書というふうなことで理由書までつけて、県は提出をしてもらうんです。その後において、我が町においては特記仕様書等で町内業者並びに資材納入業者優先の経緯、ちゃんと明記をされて入札にかけられてあるかというふうなことをお尋ねをいたします。

それと、下請の中に一時、このとられている業者はあくまでも元請業者ですので、後1次下請、2次下請といくと思えますけども、その辺とも、今さっき前段に言いましたとおり、町内の業者を優先して使っていただきたいというふうな思いでございます。

それともう一つ、改修工事の内容についてですけども、屋根改修が1,770㎡というふうなことで、1,770という約1反7畝広い面積でございます。また、外壁改修、内壁改修というふうなことで、これも両方合わせますと1,000㎡を超えるような面積でございます。そうしたところ、改修の内容なんですけども、屋根を取り外して全部総新品に出すもんか、何かコーティングをし直す程度なのか、また外壁についても全部取っ払って外壁をつくり直すか、内壁も取っ払ってつくり直すものなのか、その辺の説明は、一番初め説明のとき聞いておりませんので、もう少し詳しく内容を説明お願いいたします。

## ○千布一夫生涯学習課長

吉岡議員の御質問にお答えします。

まず1点目、参加する指名業者の経緯ということでございますが。今回の入札につきましては、その参加者につきましては白石町、本町の建設工事等入札参加者の資格に関する規則というのがございまして、それに基づき決定をしております。具体的に なりますと、先ほど議員さんおっしゃいましたとおり、建築工事の5,000万円以上の工事につきましては、特A、それとA級の者が入札参加者となっております。そして、今回のほうにつきましては、杵島郡内及び杵藤地区広域圏内の特AとそれとA級の者全ての者を選定して、指名委員会に諮りまして、業者のほうを決定したところでございます。経緯については以上でございます。

それと、御質問の2点目でございます。

特記仕様書の中に町内業者を使うといいますか、そういうのを明記してあるかどうかという御質問でございますが、その点のほうは、ちょっと私今現在把握しておりませんので、後もってお答えをさせていただきたいと思っております。

それから、3点目に下請に出される場合に、町内の業者を使ってほしいという思いについての御質問でございますが。

契約書に約款というのもございます。その約款の中に規定をしておりますが、その約款の中に下請契約を締結する場合には、下請契約の相手方を白石町内に本店を有す

る者の中から選定するように努めなければならないという規定をしております。さらにまた、直接仮契約の際にも、業者の方に下請に出される場合は、ぜひ町内の業者のほうを使ってくださいということでも繰り返しのお願いをしているところでございます。

それから、4点目の工事の内容の御質問でございます。

まず、屋根改修の部分でございます。屋根改修の工法が既存の屋根はそのままにして、新たにその上から金属製の合板をかぶせる、いわゆるカバー工法というらしいんですが、上からそのまま既存の屋根の上に新しい合板をかぶせるという方法で改修を行う予定でございます。

このカバー工法にした理由というのが、1つは経済的に経費が安くつく。工期的にも短く済むということで、この工法を採用したわけでございます。

それから、外壁の改修についてでございます。外壁が、今現在モルタルにしている部分もあれば、スレートみたいになっている部分、今さまざまでございますので、ほとんどの部分がかなり劣化をしておりますので、スレートの部分は新たにスレートを張りかえる、またモルタル等とか、そういった部分につきましては、クラック、ひび割れがあるところはひび割れの補修をする、それからモルタルの浮き部分についてとか、欠損部分についても補修をするといった改修内容になっております。

一応、御質問の点についてはお答えします。

先ほどの特記仕様書の件については、後もってお答えをさせていただきたいと思えます。

以上です。

## ○吉岡英允議員

工事工法については、ある程度少しわかりましたけども。

先ほど言わんやっただすけども、ここに外構改修というふうな工事もございます。その金額が幾らごっちゃわからんですけども、外構こそ別件で土木関連の町内業者に発注はできなかつたものか。中と外は、ある程度内部の工事と足場材撤去工事しか、どうせ外構工事はされません。最後にしかされんと思えますので、別に出すようなお考えがなかつたかどうか、お尋ね。

## ○千布一夫生涯学習課長

外構工事についての御質問にお答えします。

外構工事の内容でございますが、周りのまず盛り土、今かなり地盤沈下等で落ちておりますので、穴が開いている部分とかありますので、周り盛り土をしまして、コンクリートブロックようにとどめ壁をつくるようにしております。それから、防水シートをかぶせるようにしたいというふうに思っております。それから、側溝のほうへ入る部分も一部あります。あわせまして、約480万円となっております。

外構改修については、別で分離して発注はできなかつたか、検討されたかという御質問でございますが。地元業者の育成とか、地域経済の活性化を図ることは当然町の行政として大きな務めだというふうに考えております。そういうことで、こういった工事の分離分割の発注につきましては、いろいろな価格面とか、数量面、工程面など

から見まして分割発注することが、経済的な合理性とか効率的な部分から分離分割したほうが良いということになれば、うちのほうが進めていくかと思いますが、今回の件につきましては、最終的には分離分割はしないでいこうということで結論に至ったわけでございます。

以上でございます。

#### ○吉岡英允議員

そうしたところ、最後、もう答弁は要りませんので、町内業者並びに町内の労務者使っていただくようお願いし、終わります。

#### ○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○西山清則議員

外構改修はされるということですが、中のほう、フロア入って体育館の中に入るときに、ちょっと高さがあるわけです。やはり、高齢者になればその段が上がりにくい感じになってますけども、その辺の改修はなされないのか。それと、トイレはどうなっておるのか。それと、内装の電気関係はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

#### ○千布一夫生涯学習課長

質問、まず1点目、体育館フロアに入る際に段差があるということですが、確かに議員おっしゃられるとおり段差があります。ということで、今回そういったバリアフリーといいますか、段差を解消するためにスロープを設けるように計画しております。

それから、2点目、トイレの改修は行うのかということでございますが、体育館に入りまして玄関横のほうに男子トイレ、女子トイレがありますが、そのトイレは今の現状のままです。今回改修行いません。アリーナ、体育館の中に入りましたら、西側のほうに多目的トイレがございます。それがかなりトイレが傷んでおりますので、その部分については改修を行う予定でございます。

それから、電気設備でございますが、白石社会体育館の照明につきましては、平成23年に国の補助金を受けまして改修工事を行っておりますので、それから数年しかたっておりませんので、そのときにも省エネ型の電球ということで交換をしておりますので、今回は改修のほうの対象としておりません。

以上でございます。

#### ○西山清則議員

先日、女子のソフト、バレー大会ありましたけども、1つ消えているところがありましたので、工事のときに修理をお願い、1つ電球が切れておりました。よろしくお願ひします。

### ○千布一夫生涯学習課長

議員御指摘のとおり、私もそれは確認しております。電球が切れたのが、私が見たところではばらばらに3個ぐらいあったかと思います。電球取りかえを行う際には足場を組んでしなければなりませんので、1個切れたからといって一回一回足場を組んでたら当然予算が足りないのです、今のところある程度プレーに支障が出るような状況になれば別ですけど、ある程度まとまった段階で電球交換のほうは行っておりましたので、ちょっと今のところはそのまま切れたままの状態にしておりましたので、今回改修を行いますので、それに合わせて取りかえも行いたいと思います。ありがとうございます。

それから、1点、答弁を保留しておりました吉岡議員さんからの件でございますが、特記仕様書のほうにまでは記載をしておりません。契約の約款のほうに記載しているだけでございます。

以上でございます。

### ○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○友田香将雄議員

確認なんですけども、今回の工事内容について、実際プレーを選手がされる床の工事と、あとは体育館周辺の駐車場を含む路面といいますか、そちらの舗装のほうは工事内容に入っているのかどうかを教えてくださいたいと思います。

### ○千布一夫生涯学習課長

今回の改修工事の中で床の改修と、駐車場の改修まで入っているのかという御質問でございます。

床の改修につきましては、今回は入っておりません。これも、数年前に塗装補修のほうを行っておりますので、今回のほうは入れておりません。

それから、駐車場の舗装についても今回は入っておりません。

以上でございます。

### ○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第30号「平成29年度白石社会体育館改修工事請負契約について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

## 日程第8

### ○片渕栄二郎議長

日程第8、議案第68号「平成29年度白石町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

質疑に入ります。

歳入関係と歳出関係を分けて質疑を行います。質疑の際は、予算書の何ページ、予算説明資料の何ページとはっきりお示しください。

まず、歳入関係、予算書の1ページから12ページまで質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

### ○友田香将雄議員

予算書の歳入のところなんですけども、諸収入のところ雑入で補正額が入って。

### ○片渕栄二郎議長

ページをお願いします。

### ○友田香将雄議員

済みません。予算に関する説明書7ページのところの歳入のところにおきます諸収入のところ、こちら補正も入っておるのであれなんですけども、改めてこちらのほう大体どのようなものがあるかを教えていただけますでしょうか。

### ○井崎直樹企画財政課長

11ページのほうがわかりやすいかと思います。11ページのほうをお願いいたします。

11ページ、20款諸収入、5の雑入でございます。この中で総務課の雑入というのが消防団員等公務災害等の共済基金収入、これは退職消防団員に対する報奨金で入ってくるものでございます。

次に、企画財政課の雑入500万円でございますが、これは予算説明資料の1ページをお願いいたします。コミュニティ助成事業、この500万円がここの収入で上がってきている分でございます。

以上でございます。

### ○片渕栄二郎議長

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に歳出関係で、予算書の13ページから41ページまで及び予算説明資料で質疑ありませんか。

**○溝口 誠議員**

予算書の25ページ、農業振興費の産地パワーアップ事業の中で、この事業内容の中でレーザーレベラー、この機種の説明をお願いしたいと思います。

**○堤 正久農業振興課長**

なかなか片仮名でわかりづらいかと思いますが、レーザー装置を備えております。レベラーということでございますので、基本的に均平作業を行う機械というふうに思っただけであればよろしいかと思っております。トラクターのアタッチメント方式になります。その高低差の制度ですけれども、精度についてはプラス・マスナス2.5センチ程度の精度で均平作業を行うことができるというようなことで、勾配機能とか、そういうことができるということになります。用途的には水稻については、やはり水を張りますので水平になったほうがいいということがあります。次に、タマネギをつくるときには若干の勾配をつけて、表面配水をやっていくというようなことが可能になる高性能の機械ということでございます。

以上でございます。

**○溝口 誠議員**

このレーザーレベラーは1台ですけれども、これはどういうところが申請をされて事業されるのか、お教え願います。

**○堤 正久農業振興課長**

参加戸数まではちょっと把握しておりませんが、利用組合をつくっていただいて、購入をしていただくという組織ということでお願いしているところです。

以上です。

**○溝口 誠議員**

まだ決まってないということがされるということで決まってないということですね。ここに機種がずっと、この事業をする上でのいろんな改良、特にタマネギの関係で土づくりのためにする機械がずっと載っていますけれども、これは国の事業、それから県の補助事業で、一応国のほうからこういう形で、こういう機種でやりなさいということで決まってきたと思います。けれど、当町によっては必要な台数が、用途によってはこれがまだ欲しいと、国から、県から来たよりかはもっと多く欲しいという、用途によって町によっては違うと思います。そういうことで中身の台数とか、そういうことに対して県とか国とか、我が町としてはこういう機械がこれだけ欲しいんですよという形で、国から一方的にきた、県が決めた数じゃなくても、町が要請したものがそういうことで、こういう補助事業のとき反映できるのかどうか、ちょっと聞きたいと思います。

**○堤 正久農業振興課長**

この事業につきましては、ことしの1月中旬ごろに事業説明等が県からありまして、

公表されたということでございます。それ以降、各農家、生産組合長さんを通じて要望調査をして、要望が上がってきたものについて、締め切り期限までに要望が上がってきたものについて計上をさせていただいております。

それと、先ほどまだ事業主体が決まっていないということではなくて、きちっともう申請をされて、レーザーレベラーの導入先というのはもう決定をいたしております。以上でございます。

### ○川崎一平議員

今の溝口議員にちょっと関連ですけれども、レーザーレベラー、私も10年ちょっと前ぐらいから使ってやったことあるんですけど、済みません、この機械に関してもう少し知識をつけて予算を組まないと、レーザーレベラーをタマネギの土づくりとつなげるというのが、私の中では実際になかなか難しいもんがあるんじゃないかなあと、実際にタマネギ作業の前に、先ほど課長が申されたように、勾配をつけるためにレーザーレベラーを使うという作業を、私自身は見たことがございません。実際に水田、ちょうど今の時期、水田作業の前に均平をとるために作業されているのは、現段階でも見ております。

レーザーレベラー、この機械をよく理解して、適用する機械なのかどうかというのを選定しないと、何でもかんでもぶっ込みになってしまって、この趣旨であるタマネギの土づくりに対するところをぼやけてしまって、何でもかんでも入ってくるような形になってくるので、私これ見てて、レーザーレベラー以外はそれなりに関連づけることができるなあと、逆にカットトレーガーのところは、暗渠排水に対する機械が、最新ではないんですけども、ここ二、三年で出てきたような画期的と機械とありますので、そういったものが入ってなくて、こじつけるにどうも無理があるんじゃないかなあというような機械が入ってくるというのは、執行部側でも選定をするときによくよく精査をしていただきたいというのが1点あります。

そういった部分を踏まえて、お願いのような形になりますけれども、機械も日々進歩しておりますので、いろいろ勉強していただいて、しっかりと精査をしていただきたいというふうに思っております。答弁は結構でございます。

### ○堤 正久農業振興課長

先ほどレーザーレベラーの話でございます。事業主体については、アグリ有明というところでございます。実施主体については1個と、計画的には作業受託を行う予定ということになっております。

それと、答弁要りませんという話でしたけども、タマネギのベト病関係の機械については、国、県のほうで対象機種が決まっております。その中にレーザーレベラーも入っているということで、今回皆様方にお示しをして、購入希望があったということで御理解をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

### ○西山清則議員

説明資料の1ページですけれども、今回2つの団体から申請があつておりますけれども、宝くじの社会貢献事業として、以前公民館を改修するとき2,500万円とか3,000万円、最高額の補助があつた事業があつたと思いますけれども、最近はそういう事業はないのでしょうか伺いたいと思います。

#### ○井崎直樹企画財政課長

今回許可がありましたのがこの2件ということでございます。

御質問の施設の改修につきましては、1,500万円限度で制度はございます。申請されている団体ございますが、何分向こうからの決定がないと順番待ちということになっております。今現在既に要望を出されている地域につきましては、まだ残り4地域残っております。その順番待ちということでございます。

以上でございます。

#### ○西山清則議員

1,500万円が最高額ですかね。全面改修も1,500万円ですかね。3,000万円ぐらいはないんでしょうか。

#### ○井崎直樹企画財政課長

今の29年度のコミュニティ助成事業の実施要領で申し上げます。毎年まだ改定ございますので、今現在でございます。一般コミュニティは100万円から250万円まで、それからコミュニティセンターの助成事業としては事業費の5分の3以内に相当する額、ただし1,500万円までとなっておりますので、1,500万円丸々来るということでなくて、5分の3相当ということでございます。この宝くじのほうの財団法人自治総合センターのほうが要綱を変えられますと増額もありかもわかりませんが、こちらのほうからは何とも申し上げかねます。今現在では対象が5分の3以内に相当する額、ただし上限が1,500万円でございます。

以上でございます。

#### ○片渕栄二郎議長

ほかに。

#### ○重富邦夫議員

説明資料の6ページをお願いします。

白石基盤整備促進事業の暗排工事の件ですが、前々から農業者の方からちょっと大分に声を聞くことが、暗排工事の暗排の径の大きさでございましてけれども、12メートル以上が65、それ以下が50と、配水管径を計算された管の大きさだろうというのはわかっているんですけれども。そこで、12メートル以下のところの径の50のところを、その個人の農業者の方が実費を出してでもいいから65に変えてくれというふうなことを大分お願いしても声を通らないというふうなことを多々聞くわけなんです。計算上50でいいからというふうなことで設計されているとは思っているんですけれども、そうい

ったところの柔軟性というものを求めますけれど、ちょっと県のほうとかにかけ合ってみたりとか、そういったところをお願いしたいと思えますけれども、どうでしょうか。

#### ○山口弘法農村整備課長

コルゲートの管径の件だと思います。

通常100メートル以内の分については管径で50ミリというふうなことで、それ以上につきましては65ミリというふうなことで工事の施工をなされております。これもあくまでも補助事業ですので、その補助の企画に合うと申しますか、その中で今現在動いている状況でございます。

以上でございます。

#### ○重富邦夫議員

できるだけ農業者、耕作者の皆さんの気持ちに寄り添った対応というものをお願いいたします。

#### ○友田香将雄議員

予算書の説明資料8ページなんですけども、児童・生徒の活用力向上研究指定事業についてなんですけども、こちら財源に関しましては県の財源ということなので、そこらあたりについては問題ないと思うんですけども。こちらの事業というのは、県のほうから町の学校のほうに、こういった研究をしてほしいというふうな指定があつて行うものなんでしょうか。それとも、町内の各学校の先生方、各学校単位でこういうことをやりたいからということで県のほうと共同してやるという事業なのかを、ちょっと御説明いただければと思います。

#### ○吉岡正博学校教育課長

資料8ページの児童・生徒の活用力向上研究指定事業の過程でございます。

これにつきましては、1月末に県教育委員会より学校選定の打診がございまして、それでうちのほうで検討した結果、町としてそれに対応しまして、決定通知は3月に来たということでございます。

以上です。

#### ○友田香将雄議員

ありがとうございます。

内容について、そうなのかなとあつたんですけども、ただ県のほうから要請があつたということなんですけども、学校現場からするとちょっと負担が大きいのかなと、通常業務の中から研究のところも含めて、また活動していかなきゃいけないということなんですけども。今回、学校について小学校だったら8校区あるわけなんですけども、その中の4校区ということなんですけども、この指定に関しては町内のほうで決められるものなんでしょうか。それとも、県のほうからこの学校でという形で指定があつ

たものなのでしょうか。

#### ○吉岡正博学校教育課長

この5校の指定でございますが、大体白石中学校区のほうで小・中学校ということで、そう打診がっております。

#### ○友田香将雄議員

内容的にはすごくなりました。ただ、教育内容の充実を図るための研究をどんどん進めていくということに関しては、すばらしいことではないかなと思います。その指定のほうを町内の学校のほうにいただいたというのもありがたいことなのかなとは思いますが。ただ、ちょっと心配になったのが、学校教育現場のほうの負担が結構大きいんじゃないかなというのがありますので、そのあたりも含めて進めいっていただけたらなと思います。答弁は結構です。

#### ○片渕栄二郎議長

ほかに。

#### ○井崎好信議員

説明資料の3ページでございます。

タマネギ生産安定対策事業でございますが、タマネギに対する堆肥等のストックヤード施設というふうなことで、私もこれはストックしておかないかんものだというふうに思います。一時期、秋口、植えつけ前等に一時的に需要がふえるというようなことで、夏場にストックする必要があるというふうなことで、こういった対応だろうというふうに思います。

今回堆肥積み込み機械というふうなことで1台、高額な機械が納入されるわけでございます。ここは、事業主体が個人なのか、あるいはJAなのかわかりませんが、こういった機械は集落営農なり、あるいは法人なり、JAなりと思いますけれども、こういった説明資料の中には明記を、もう一つの産地パワーアップ事業の先ほど質問出ておりましたけれども、事業主体といたしますか、そういう集落営農なり、法人なり、そういうところの明記を私はする必要もあるかというふうに思います。そういったことがわかれば、今説明をお願いしたいというふうに思います。

もう一点は、今回産地パワーアップなり、あるいはタマネギ生産安定対策事業なり、非常に春先やったと思いますけれども、申込期間が短かったこともあったというふうなことで、今回少なかったかなという思いもしておりますけれども。9月でもまだ申し込みの余地といたしますか、財政的に県との打ち合わせをなされて、まだあるのか、9月にでもまだ申込期間をとる期間があるのか、そしてまた9月でも補正があるのか。その2点をお願いしたいと思います。

#### ○堤 正久農業振興課長

予算内容説明書の記入の仕方ということで御指摘をいただきました。

今後は、事業主体等も明記をしながら、予算内容説明書をつくりたいというふうにお示しをしたいというふうに思います。

それと、土づくり用の機械ということで、堆肥のストックヤードの積み込み機械ということで、これの事業主体についてはJAということになっております。機械については、一般的には補助対象にはならないかもしれませんが、特別にタマネギのべト病対策ということでショベルローダーについて導入をされるということで、若干ここだけ500万円程度の高額な機械になっているようなところでございます。

堆肥のストックヤードについては、現在JAでは干拓のほうにありますJAの堆肥センターですかね、そこの一部を改修をしてストックヤードにしたいという考え方を持っておられます。現在まだその事業の積み上げをなされているようなところでございますので、今後明確になってくるのではないかなというふうに思っております。

それともう一点、2月から始めて6月補正までに間に合うまでにやったということで、周知の期間が短かったという御指摘でございます。私もそういうふうな気もいたしておりますが、今後、最近の情報によりますと県のほうでもまた予算が少し確保されているような状況でございます。うちのほうでも再度追加の要望をとりながら、財政が許せば9月補正でもお願いをしていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

#### ○片渕栄二郎議長

ほかにありませんか。

#### ○中村秀子議員

予算書19ページの地域共生ステーション防犯対策整備事業補助金ということですが、これ対象1事業所ということになっております。地域にはたくさんの事業所がございまして、防犯関係におきましても、またいろんな中での虐待などにつきましても、防犯カメラというのはかなり必要な機器になろうかと思っておりますけれども、1事業所での選定というのは、どういうふうにして選定するのか、あるいは希望があつて抽せんをする。どのくらいの希望の事業所が手を上げているのか。今までに町内たくさんの事業所がありますけれども、設置率というか、どのくらいのところについているのか、わかたらお知らせください。

#### ○矢川又弘長寿社会課長

中村議員の問い合わせについてお答えをしたいと思います。

済みません。設置率のほうは、済みません、後もってお話をしたいと思います。

今回のこの事業なんですけども、補正理由のところちょっと記載をいたしておりますけども、地域介護・福祉空間整備事業、こういうのが国の事業となっております。国の事業の対象とならない事業所に対して、その補完をする形で県が事業を行うということでございまして、地域共生ステーションと申します定義につきましては、子供からお年寄りまで年齢を問わない、また障がいの有無にかかわらず誰もが集うことが

できまして、住みなれた地域の中で生活して、安心してサービスを受けれるというところで、代表的な施設としましては、高齢者の方が入居できるのが託老所です。それと、年齢を問わないところがぬくもりホームという2パターンの施設があります。町内には託老所しかございません。今把握しているところでは8事業所です。今回その8事業所全てに採択の要件ありましたが、希望されたところが1事業所ということでございます。

なぜ、こういった事業が仕組まれているのかといいますと、託老所自体が介護保険の適用外施設となっております。ということで、今回の場合、その分を県が補完するという形で行っております、今回1事業所ということになります。

以上であります。

### ○西山清則議員

説明資料の9ページですけども、次期学習指導要領研究指定校のことですけども、こういう指定校になればほとんど2年ぐらいがなっておりますけれども、やはり中学校でもありますので、できれば3年間やったら大体学習の成果あるいは先生たちの成果が出るんじゃないかなと思っておりますけども、単年の契約になっておりますけども、2年間ですけども、2年間で何か中途半端になるんじゃないかなと、やはり1年入学した同時に一緒にずっとやったほうがいいんじゃないかと思っておりますけども、その辺の考えはどうなんですかね。県のほうに言って3年間にするとか、そうやれば効果が出るんじゃないかと思っておりますけども、その辺の考えはいかがですか。

### ○石橋佳樹主任指導主事

先ほど御指摘いただいたとおり、せっかく研究を受けるのであれば、ある程度3年スパンあたりを考えて実際に積み上げていくという方法、確かにそれも非常に大切なことだと思います。県の指定というか、相談を受けて今回2年間の指定事業を行うことになったのですが、その旨、ちょっとそういった意見もこちらのほうとしては伝えていきたいと思っております。あと、教職員の人事異動の問題が絡んできたりとか、あと学校自体の研究に向かうための負担あたりもちょっと加味して考えていく必要があるかと思っております。

今回につきましては、この事業についてはやはり福富中学校、かなり中学校では小規模の学校に入ります。少ないメンバーでの研究を進めていくというのは、やはりかなりの負荷もかかりますので、今回については数学の教員を加配という形で1人増員というふうな措置もとっていただいております。実際に研究を進めていくという部分の目的と、もう一つはより効果的に、効率的に、負担がかからないような研究の進め方、両面で今後も県のほうと協議しながら進めていこうと思っております。

以上です。

### ○溝上良夫議員

予算書の34、35、まず学校設備整備費、工事請負費、マイナス900万円だと、それと関連しますので35ページの子供学習環境改善費の工事請負費の4,700万円の増、説

明資料の10ページですか。

まず、防水工事の900万円の減に関して、これ最初は2,000万円近くの工事額だと思います。半分になったことで、分割発注みたいな形になると思います。有明西小学校のキュービクルの撤去の跡の防水工事ということで、分割発注みたいになっております。分割発注になった形で指名業者が変わったのかどうか。町内業者が参加できるような形の金額になったかどうか。それをまず、お伺いをします。

それと、単純に電力デマンド監視装置かれこれで増額の4,700万円ですけども、そのうちの単純に900万円が防水工事ということで、実際は3,800万円ぐらいの増になるわけですかね、単純に。そのこと、まず2点だけお伺いいたします。

### ○吉岡正博学校教育課長

質問が2点ございました。

まず、西小学校の空調の920万円の組み替えでございます。

これにつきましては、高圧変電機キュービクルの撤去並びに屋上補修工事を当初管理棟や給食室棟の屋上防水等の改修工事の一部として行うことにしております、小学校施設整備費に計上しておりました。今回、これを今回のエアコン、空調設備工事と合算発注することで工事工期の短縮及び施工の効率化、諸経費の削減を図るためでございます。それで、子供学習環境改善事業の工事請負費のほうに組み替えて、エアコンの工事と同時に発注、工事をする予定でございます。ですから、当初の金額からいけば、その一部を組み替えたということでございます。

それで、町内業者ということになりますけれども、エアコン工事のほうで発注をいたしますので、県の基準に合わせまして見積入札を行うことになります。

続きまして、デマンド装置の件につきましては、新たにその部分を考えましてデマンド監視装置の増設及び高圧受変電改修に伴う工事請負の増額分が3,400万円ほどになります。

以上です。

### ○溝上良夫議員

有明西小学校のほうの防水工事に関して、マイナス900万円の分です。あと残りが幾らあるか、大体1,000万円ぐらいあると思います。それはわかります。防水工事だけですね、防水工事の発注。防水専門の方が受注するわけですね。ただ、今度の900万円の増の分で有明西小学校のキュービクルの撤去の跡の防水工事、それは電気工事の業者が請け負うわけですね、防水まで。その場合に町内業者の指定というのは、できるものかどうか。そこら辺の具合、そういう電気工事屋さんには防水工事できるわけないでしょ。絶対外注に出すわけです。そういう場合の発注の条件、そういうのをつけられるものかどうか、お伺いをいたします。

### ○吉岡正博学校教育課長

失礼しました。ただいま防水工事の件を町内業者にというお話だと思います。

工事の発注につきましては電気工事として発注いたしますが、その中で、先ほども

話がありましたけども、約款の中で町内技術者、業者を使うようお願いをしております。それに基づいてでございますが、実際現在も中学校が発注をして工事に入っておりますけれども、その中でガラスとか、それから内装等におきまして地元の町内の業者さんが入っておられますので、そういった形になります。

#### ○溝上良夫議員

どっちがいいかですね。また、撤去に関しての防水工事を分割で発注するのか、一緒にするのかの問題です。そういう形で分割にしたのであれば、なるべく町内業者に仕事が行くようにという努力はどこまでされているのか。中学校の工事に入ったということですけども、実際に町内業者に任せられていると思いますけども、今後この工事に関してはどこまでの指導をするつもりなのか、再度お伺いします。

#### ○吉岡正博学校教育課長

契約書の中に約款をつけるわけでございますが、その約款に基づいてこちらのほうで努力をお願いしたいという形で、口頭で申し添えることとなります。  
以上です。

#### ○片渕 彰議員

ただいまの関連ですけど、総体工事の大きいほうにそれを組み替えるということは、経費が安くつくということ、単純なことだけじゃなくて専門的なものもあるから、そういうのはやっぱり努力して別発注という形を持っていかんと、何でもその中に入れ込んで、じゃ地元にしてくださいじゃなくて、別発注というのは必ず、その業種ができんまで入れて、この分は下請にやっってくださいというのはおかしいんじゃないでしょうか。その辺についてお尋ねします。

#### ○吉岡正博学校教育課長

専門の技術者がおいでになるということでございます。それにつきましてですけども、一応工事を一体化で管理をして、責任の所在もはっきりさせる必要もございませぬので、一体で発注をさせていただいております。

#### ○片渕 彰議員

建設業の中でいろいろ、その事業者がいろいろ許可をいただいた分と、だから県の許可範囲、要するに幾らまではここはできますよという等級もあるんです。でも、そういうところは度外視にして、何でも一緒くたにして出すのはちょっとおかしい発注のやり方と思っております。今は、別にしてくださいということじゃないでしょうけど、今後の課題として、これはやっぱりちゃんと分けるべきは分けての発注をしないと、御存じのように建設業なんか500万円以下はということですが。幾らでも、どこまででもこれエスカレートすることかができるということですよ、行政によって。これも入れよ、これも入れろ、それはおかしいな行政の感覚じゃないですか、ただ安くするだけじゃ。ですから、その辺は、これは返答はいいですけど、皆さん、ここにお集ま

りの発注官庁としては、おかしいなことをせんほうがいいと思います。  
以上です。

**○百武和義副町長**

片渕議員の御質問に対して答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど御指摘ございましたけども、いろんな工事ございますけども、その工事の中身について専門的な分野、それからあと分割発注ができるか、こういったものの割合がどういうふうになっているか等を見ながら、ちょっと県のほうにも問い合わせ等をしてしながら研究をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

**○片渕栄二郎議長**

暫時休憩いたします。

10時56分 休憩

11時10分 再開

**○片渕栄二郎議長**

会議を再開します。

**○吉岡正博学校教育課長**

お時間をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど溝上議員のほうから御質問がありました西小学校の高圧受電機の件につきまして、今度のエアコン工事と一緒にすることになって、その後の防水工事のお尋ねでございます。

当初予定しておりました金額から約920万円を移しかえますと、残りが約1,100万円になります。これで防水工事をするようになりますが、まだ着手をしておりません。それで、今後の入札につきましては、防水につきましては等級がございませんので、この等級の金額の違いによって、これに基づいての指名業者が大きく変わることはございません。

**○片渕栄二郎議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○中村秀子議員**

失礼します。説明資料8ページ、9ページの学習指導要領改訂に伴う活用力研究指定事業と福富中学校の学習指導要領の研究指定事業のことに关してですけれども、加配がついているということをお聞きまして、よかったなと思っております。その結果を公表しというようなことがありますけれども、この結果を公表する手段というのか、どういうふうな形で発表をする予定になっているのか、お願ひします。

**○石橋佳樹主任指導主事**

研究結果の発表手段につきましては、まず2つの指定とも共通しているのが、年に

1回以上の公開授業及び研究協議の機会を持つということで、県内、地区と広く呼びかけまして、その研究を公開する機会を持つということが1つでございます。

もう一つ、次期学習指導要領研究指定校につきましては、ちょうど今新学習指導要領に向けての移行時期に入る時期ですので、その説明会の場において学習指導要領の教育課程の説明会の場において、実践発表を行うというふうなこともございます。

以上です。

#### ○中村秀子議員

確認いたしますと、従来行っておりました研究発表会ということは実施しないということ、確認ですね。

#### ○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第68号「平成29年度白石町一般会計補正予算(第1号)」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程を終了しました。

お諮りします。

明日6月15日は議案調査のため休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、6月15日は休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会します。

11時14分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年6月14日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 井 崎 好 信

署 名 議 員 内 野 さよ子

事 務 局 長 小 柳 八 束